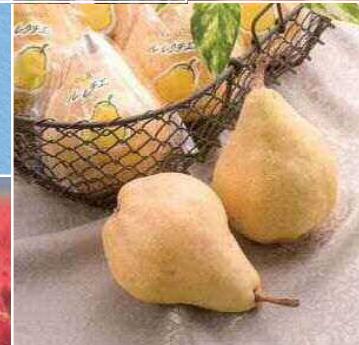


食と花の都

笑顔あふれ明日を拓く大農業都市

新潟市 農業構想



新潟市

平成27年4月

はじめに

新潟市は、日本を代表する二大河川の信濃川と阿賀野川が日本海に注ぐ河口に位置した古くからの港町です。明治22年の市制施行以来、近隣市町村との合併によって人口約81万となり、平成19年4月1日には本州日本海側初の政令指定都市となりました。

一方、市内各地ではコシヒカリなどの米をはじめ、さまざまな花き・野菜・果樹、畜産など全国に誇る魅力的な農畜産物の生産が行われ、他に類をみない規模の農業基盤を持つ田園型の大都市です。



この豊かな農業の可能性と全国トップクラスの食品産業を生かすとともに、農業生産、加工・商品開発、販売を一体的に支援することで、農業と食品産業がともに成長し、産業化する「ニューフードバレー」の取組みを推進してきました。これらの新潟市の可能性や取組みが評価され、平成26年5月には、「大規模農業の改革拠点」をテーマとして、規制緩和等の施策を総合的かつ集中的に推進する国家戦略特別区域に指定されました。

しかしながら、現在農業を取り巻く環境には、少子・高齢化や人口減少による消費の低迷、米政策の見直しをはじめとした国の農政改革、農業者の高齢化や担い手の減少、環太平洋パートナーシップ協定への参加など、多くの課題などが見られます。

このたび改定した新たな「新潟市農業構想」では、これらの課題や、本市の現状を分析するとともに、これまでの施策効果を検証し、新たな施策を構築しました。

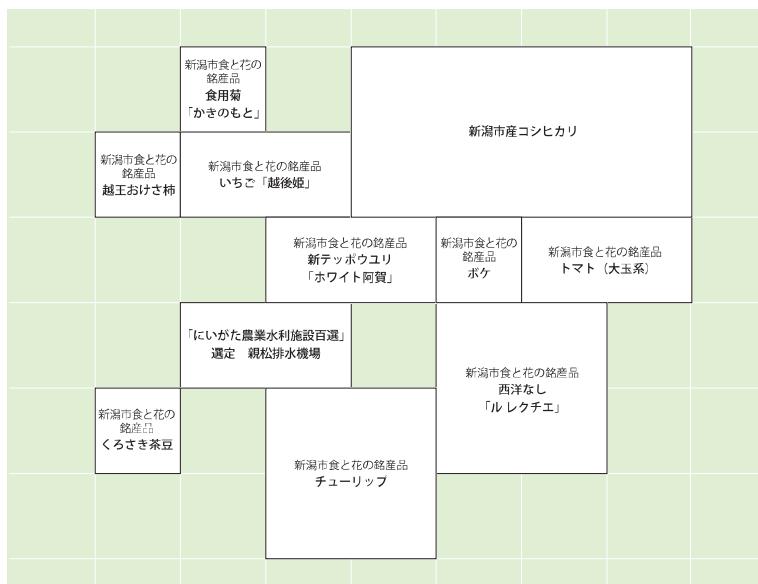
今後、この構想を本市農業・農村振興の新たな指針として、新規就農者の支援や農業経営基盤の強化など各種の施策を着実に実施することで、将来にわたって持続可能な農業の確立を目指すとともに、豊かな田園環境の有する潜在力を生かし、農業の多面的機能を発揮させることなどで農業・農村地域の振興を図ってまいります。

結びに、この構想の策定にあたり貴重なご意見をいただきました農業者や市民の皆さま、終始熱心にご討議いただきました（仮称）新・新潟市農業構想策定部会委員の皆さまをはじめ関係各位に、心より感謝を申し上げるとともにこの構想の実現に向けて、皆さまの一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

平成27年4月

新潟市長 篠田 昭

●表紙写真



新潟市農業構想 目次

- 新潟市農業構想策定の趣旨
- 位置付け
- 構想の計画期間

第1章 農業・農村の現状と課題	1	
1.1 農業を取り巻く社会情勢	2	
1.2 新潟市の農業・農村の現状	5	
1.3 新潟市の農業・農村の課題	16	
第2章 新潟市の農業・農村の将来像	19	
第3章 農業構想の基本方針	23	
第4章 農業構想の実現方策	29	
第5章 農業構想における目標	59	
第6章 区別展開	61	
6.1 振興方策のあり方	63	
6.2 区別展開	64	
第7章 農業構想の推進体制	77	
7.1 構想推進に向け各主体に期待される役割	78	
7.2 推進体制と進行管理	81	
第8章 策定部会の経過	83	
8.1 (仮称)新・新潟市農業構想策定部会とは	84	
8.2 委員名簿	84	
8.3 開催状況と検討内容	85	

新潟市農業構想策定の趣旨

「新潟市農業構想」（以下、「本構想」という）は、新潟市農業及び農村の振興に関する条例に示された基本理念に基づき、産学官民の協働によって、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

【新潟市農業及び農村の振興に関する条例の基本理念】

食料

- 安心で安全な農産物の安定的な生産
- 地場農産物の地域内の流通及び消費の促進

農業

- 農地・農業用水等の農業資源及び多様な担い手の確保とこれらの効率的な組み合わせ
- 自然環境と調和した持続的な農業の発展

農村

- 良好的な景観の形成、洪水の防止、生態系の保全等の多面的機能の維持
- 農産物の生産、生活及び地域活動が共存する場として整備、保全

位置付け

本構想は、新潟市農業及び農村の振興に関する条例第8条に規定される、本市の食料、農業及び農村に関する基本計画となるもので、新潟市総合計画の農業部門に関する計画として位置づけられます。

にいがた未来ビジョン (新潟市総合計画)

【基本構想】

平成27(2015)～34(2022)年度
まちづくりの理念と目指す都市像

【基本計画】

平成27(2015)～34(2022)年度
基本的な政策や施策、
土地利用の基本的な方向性など

新潟市農業構想

平成27(2015)～34(2022)年度
本市の食料、農業及び
農村に関する基本計画

構想の計画期間

本構想は、平成27（2015）年度を始期とし、平成34（2022）年度までの8年間とします。ただし、社会経済状況の変化や進捗状況等を踏まえて、内容の見直しを検討します。